

2010年10月16日

厚生労働大臣 細川律夫 様

NPO 法人 日本禁煙学会 理事長

作田 学

〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

電話 090-4435-9673

緊急要請

チャンピックス錠の品切れ、ニコチネル TTS の品薄により、全国の禁煙外来が非常に混乱を来しております。

- (1) 緊急輸入をお考え下さい。
- (2) この混乱を鎮めるためにも、保険診療の一年に一回の規制を撤廃するようお願い申し上げます。

記

禁煙外来を訪れる患者が急増したため、ファイザー社のチャンピックス錠、ノバルティス社のニコチネル TTS が品薄となっており、全国の禁煙外来が非常に混乱をしております。

禁煙外来では保険適応が1年に一回という規制が有るために、薬が使えないのなら受診する意味が無いと自己判断して、禁煙外来の受診を先延ばしにして、せつかくの禁煙のチャンスを逃している人がいます。

保険適応は年に1回という無意味で有害な規制を緩和して下さい。

また、ブリンクマン指数 200 以上という根拠の希薄な規制も同様です。

禁煙外来は本来、患者に詳しい情報を与え、自分で禁煙ができるならそうする、自分では自信がない患者に対してはニコチンパッチあるいはチャンピックスを使用し、どちらかで失敗したら他方で再び挑戦するというのが本来行うべき治療であります。

一刻も早く禁煙を希望する喫煙者に「最善最速の治療法を提供する国の責任」として、私たちが2週間前の9月30日に出した声明

<http://www.nosmoke55.jp/action/1010taxup.pdf>

の2. の(3)「1年を経過していない再治療にも保険適用を認め、また治療成績向上のため受診回数・期間の制限を撤廃する。」とありますように、ニコチン依存症の保険診療を他の病気の治療と同じ水準に見直すよう要求いたします。つまり、飲み薬で失敗した人がすぐに貼り薬で再治療できる、またはその反対のことがすぐにできるということです。

そのためには保険診療の一年に一回の制限をはずす必要があります。

よろしくご賢察のほど、お願い申し上げます。

以上